

## 令和5年度 第2回福岡市屋台選定委員会 議事録

### 1 日時・場所

令和5年11月29日(水) 15:00～15:36

アクロス福岡 608 会議室

### 2 出席者

(委員) 森田委員長、八尋副委員長、阿部真之助委員、あべひでき委員、梅山委員、乙津委員、笹山委員、田中委員、福田委員、于委員

(事務局) 経済観光文化局 吉田理事

富田国際経済・コンテンツ部長

濱田まつり振興課課長(屋台の魅力向上担当)

山喜多にぎわい振興係長、森園

保健医療局

平野食品安全推進課長

住宅都市局

渡邊運営課長

道路下水道局

山口路政課長

中央区

末次管理調整課長

### 3 議題

議題 1 : 会議の公開について

議題 2 : 更新審査の結果等について

### 4 議事

(事務局)

みなさま、こんにちは。

経済観光文化局理事の吉田でございます。

委員のみなさまにおかれましては大変お忙しい中、本日はご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また先立って行いました審査部会の委員のみなさまにおかれましては、面接等において多大なるご尽力をいただきました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日ですが、今年度最後の選定委員会となります。

今年の屋台施策を振り返りますと、6月の長浜屋台街の復活ということがやはり大きかったと考えております。

来月12月5日で屋台街の復活から半年が経ちますが、おかげさまで変わらぬ盛況ぶりをみせております。また、長浜に限らず福岡市内はコロナ前の活気を取り戻しつ

つあり、外国人観光客の姿を多くみるようになりました。

これから年末を迎え会食などの機会が増えていくと思いますが、みなさまにおかれましてもぜひ、屋台のご利用をよろしく願いいたします。

本日は公募屋台にかかる更新の認否を中心にご議論いただきます。

ぜひ、ご意見のほどよろしく願いいたします。

本日はよろしく願いいたします。

## 議題1 会議の公開について

(事務局)

では議事に入らせていただきます。

屋台基本条例施行規則第29条第1項の規定により、この後の議事につきましては、委員長をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

まず、議題1「会議の公開について」ですが、屋台選定委員会では原則公開で進めているところではありますが、議題2の「更新審査の結果等について」の議事には、事前に行われた面接についての概要説明と、個別の屋台営業者の更新理由の説明と審議を行う部分に分かれます。

この個別の更新理由の説明と審議では、各屋台の営業情報など、屋台営業者の権利や正当な利益を害する恐れがある情報を取り扱う可能性があります。

また、審査の詳細な内容を公開することで、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れもあります。

よって個別の更新理由の説明と審議の場面になりましたら、非公開として進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

## 議題2 更新審査の結果等について

(委員長)

それでは早速、議題2について進めたいと思います。

なお、議題2の非公開部分が終わりましたら、私から審議内容の概要を説明したいと思います。

それでは議題2「更新審査の結果等について」に入りたいと思います。

まずは公開議事である、令和5年11月6日に行われた面接についての概要説明を資料1に沿って進めたいと思います。お手元のA3の資料でございます。

それでは、前回の選定委員会で審査部会長に選任されました八尋委員よりご説明を

お願いいたします。

(審査部会長)

更新審査の結果等について、審査部会を代表して報告を行いたいと思います。

資料1をご覧ください。

改めてのおさらいになりますが、公募屋台の更新について説明をさせていただきます。

「1 更新について」をご覧ください。

福岡市屋台基本条例第27条第3項、第4項に基づき、選定委員会のみなさまには、公募屋台の更新審査をお願いしています。

具体的な進め方は、審査部会を立ち上げ、面接を実施し、審査部会案を作成します。

作成された案を基に、みなさまでご審議いただくという形です。

この部分につきましては、前回の選定委員会で承認をいただき、すでに面接、審査部会案の作成まで終えております。

次に「2 更新審査の考え方」をご覧ください。

こちら前回の選定委員会でご説明しておりますので、詳細は割愛いたしますが、記載事項に基づいて審査部会で面接をしておりますので、委員のみなさまにおかれましても記載事項の視点を持って、後ほどご審議をお願いいたします。

次に「3 面接の概要」をご覧ください。

こちらに11月6日に実施した面接と審査部会の概要をまとめております。

面接は3名の選定委員、私と乙津委員、それから梅山委員で実施しました。

更新申請者9名全員に対して、1人当たり約15分で実施し、一定の事実に対する原因分析や屋台の魅力向上に関する取り組みなどを確認しました。

面接後の審査部会では、審査部会では審査部会案を部会委員3名の合議によって決定しました。

次に「4 審査部会案」をご覧ください。

記載の通り、今回は更新申請者9名のうち、8名の更新を認定し、1名を認定しないとする、審査部会案を本日ご提出させていただきます。

詳細な認定可否の理由につきましては、後ほど「資料2 公募屋台の更新認定可否について」にて説明をさせていただきます。

最後に「5 今後のスケジュールについて」をご覧ください。

本日以降のスケジュールを記載しております。

本日この場で、更新申請者の更新認定可否が決まりましたら、12月上旬に申請者に対し、通算期間延長決定通知書もしくは、通算期間延長却下通知書を送付いたします。

令和6年4月1日より新たな期間で営業をスタートしていただきます。

令和6年1月から3月にかけて、新たな一定の事実の確認と記載をしております。

こちらは、下段の米印に記載しているとおり、更新決定後に更新の可否に関するよう

な、一定の事実等が確認された場合、必要に応じて選定委員会を開催し、改めて更新の可否を判断する可能性がございます。

言い換えますと、本日更新を認めた申請者も、場合によっては更新を認めない可能性もあるということになります。

以上で資料1の説明を終わります。

(委員長)

審査部会長ありがとうございました。

以上の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。

ご質問等がないようですので、先ほど決定しましたとおり、ここから、非公開としたいと思います。

事務局は議事資料を配布してください。

— 事務局が資料を配布 —

ここから「個別の屋台営業者の更新理由の説明と審議」に入りたいと思います。

引き続き、審査部会長、説明をお願いいたします。

(審査部会長)

次に、資料2をご覧ください。

1番左側に、第2回公募屋台と第3回公募屋台と明記しており、第2回公募屋台は通算期間5年目の更新、第3回公募屋台は通算期間3年目の更新となります。

左隣に営業している地区を記載しております。

屋号の隣、更新認否の列ですが、認定を「○(マル)」で表記し、不認定を「×(バツ)」で記載しています。

その隣の審査部会意見の列ですが、面接時の審査部会意見を記載しており、修正がなければ、そのまま委員会意見となります。

最後に一定の事実の列ですが、面接で特に確認が必要な事項を記しております。

今回は先ほど申したとおり、8名の更新を認定し、1名を認定しないという審査部会案を提出させていただいております。

最初に認定しないとなった、記号□について説明をさせていただきます。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載していません。

以上2点が、記号□の更新を却下した理由になります。

続きまして、更新を認定した残りの8名について説明させていただきます。

一定の事実がある記号□、□、□、□につきましては

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載していません。

審査部会意見に面接で確認出来た、各屋台の評価できる点を記載しております。

ご確認いただけますように、各屋台がそれぞれ特色をもって営業を行っており、屋台全体の魅力向上に寄与しております。

以上の理由により、8名を更新可と判断いたしました。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

(委員長)

審査部会長ありがとうございます。

以上の説明につきまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

この部会案というのは公表しないのですか。

(事務局)

この資料2については、個別の内容は非公開情報になります。

公開情報としては資料1に書いてあります、9名の申請があり、8名を更新した、1名は更新しなかったということについてのみ公表します。

(委員)

分かりました。

審査部会意見が3行、この記号□だけ2行ありますが、これも非公表ということですね。

(事務局)

はい。この部分について公表はしません。

ただし、それぞれの屋台に対して、資料1に書いているとおり、更新認定する方には通算期間延長決定通知書、認定しない方には却下通知書、それぞれの通知書の中にこの審査部会意見を委員会意見ということで書いた上で当事者にお伝えするという形になります。

(委員)

「公募屋台として、今後とも法令を遵守し、福岡の屋台の模範となってほしい」という文章はあまり必要ではないと個人的には思います。

なぜかという、屋台であろうが、飲食店であろうが、法令を守るのは当然のことです。それと、「模範になって欲しい」と言うと、模範となるべき屋台とそうでない屋台を分けているように感じます。私は、公募以前から営業している屋台も先駆者として模範となるべきであると思います。

そのため、みんながきちんとしようよ、という意味合いなら良いのですが、この書き方をすると、公募屋台を優遇しているような感じ方をされる可能性があると思います。

公募以前から屋台をしてきた人の肩を持つわけではありませんが、そういう屋台のことを考えると、この文章は、本当にそう思って記載しているのかと疑問に思います。公募で選ばれているので、きちんとしようという気持ちが伝わるという意味では良い文章かもしれませんが、わざわざ書くべきことなのでしょうか。審査部会の方々には申し訳ありませんが、法令を遵守することは当然です。衛生的に問題を起こせば、保健医療局、食品衛生の担当から処分があるのですから。

公募屋台として模範になるというか、模範には全屋台がなるべきです。模範になるというよりも、それぞれが独自の色を出し、しっかりとやっていけばいいと思います。

更新の認否や今までの面接の内容に何も異論はありませんが、この文章のあり方として、模範となるべきというのは全屋台であるべきですし、同じく平等に見るべきだと思います。福岡市が新しく公募で選んだ屋台だけ、きちんとしなければならない、公募屋台だけ厳しくとか、逆に甘くとか、そのようなことがあってはいけません。

だけは言っておきます。

(事務局)

ご指摘のところはまさに、激励的な要素もあると思いますので、そこは選定委員会の案として、この表現をどうするのかはご議論いただければと思います。

(審査部会長)

私の意見で言うと、「今後とも法令を遵守し」という部分は敢えて書きました。

今までの屋台の歴史で法令が守られなかったことがいっぱいありました。

今までの屋台の歴史上、そういうことがずっと続いてきたので、前回の更新時にも同じような文言を敢えて入れたのは、その歴史をもう繰り返してはならないという我々の審査部会の意見です。

(委員)

分かりました。

(審査部会長)

法令を遵守することは当然です。

それともう一つ、模範になって欲しいというのは、面接を実施して、本当に素晴らしい屋台ばかりでした。だからこそ、今のままでいいので、それを周りの屋台に広げてくれたら、本当に福岡全体が良い屋台ばかりになるだろうという思いで、私はこの一文を入れていますのでご理解いただきたいと思います。

(委員長)

そういった意味であれば、「福岡の屋台の模範～」の前に「これからも」、「今後も」、など、そういう言葉が入ることによって、ずっと模範となり続けるという激励になるのではないかと思います。

(委員)

事務局の方にお尋ねいたします。

私も今回初めての参加なので聞きますが、更新審査で、不適合だということで落とされた公募屋台というのは今まであったのでしょうか。

(事務局)

これまではございません。今回初めてのケースになります。

(委員)

こういった判定をして、更新不可だったという事例を、例えばほかに多くの屋台があると思います。このような理由で認定されなかったということの周知と言いますか、理解をしていただく、お知らせする機会というのはあるのでしょうか。

(事務局)

個別の屋号とあわせて、どこの屋台が更新されませんでしたということをお知らせする想定はございません。

と申しますのも、許可上は、今年度末、来年の3月まで営業できます。この屋台が

更新できなかったということは、不利益な情報になるので、屋号自体をお知らせすることはありませんが、ほかの方にとっても理由を知ることは有益な情報ですし、我々としても営業して欲しいという思いはありますので、「しっかり営業していないと、こういうこともある」ということは何かの方法で、検討したいと思います。

(委員)

やはり先ほど、部会長が言っていたように、素晴らしい屋台がほとんどだと思います。

ただ、ここに来て、今回更新がなされなかった残念な屋台が出てしまった。

このこと自体は、屋台のみなさんに共有していただきながら、屋台としてのブランディング、底上げをしていただきたいというのもあって、個別の情報をどうこうするわけではなく、屋台のみなさんが意識を高く営業を続けていけるように、ぜひ情報共有をしてはいかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

1つ質問ですが、部会の中での評価方法については、「一定の事実」があると思うのですが、点数化など客観的な指標に基づいて行ったということはないのでしょうか。

(審査部会長)

「一定の事実」については事務局からの報告になるのですが、事務局は営業状況報告書を公募屋台から年に一度提出してもらっています。

その事実に基づいて、「一定の事実」があれば、確認をしています。「一定の事実」は2つあり、赤字かどうかということは営業状況報告書に記載があります。営業日数については見回り等もしておりますので事実としてここに書いているということになります。

審査部会内での評価ですけれども、合議で、この文言や可否を決めているということになっております。点数が何点というやり方ではございません。

全会一致で、これは決まった内容になります。

記号□に関しては、とても認められないだろうということで決めました。と申しますのも、面接をしましたが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

(委員)

今回の場合は、致し方ないケースだと思うのですが、ぎりぎりの評価上の屋台が出



てきた場合に、何か客観的な指標だとか、「一定の事実」に当てはまる場合でもその中で、極めて悪質なのか、微妙に悪質なのかなど基準を設けて点数化すれば、例えば部会の委員の中でも、2人は賛成で1人が反対となったときの一つの参考指標になると思います。ここは何か検討する余地がありますか。

(事務局)

ありがとうございます。

確かに点数制度ではなく、合議制となっております。

今まではぎりぎりの評価上の屋台がいなかったというのも現実としてあると思いますが、評価の一つとして、ご意見を参考にして、今後考えていきたいと思います。

ありがとうございます。

(委員長)

ほかはいかがでしょうか。

(委員)

記号□とは何回もやりとりをしたと聞きました。

もう少し早く分からなかったのですか。

(事務局)

それは屋台を続けるかどうかという確認ですか。

(委員)

はい。営業日数が非常に少ない。

電話で話したりする中で、その評価というのは、明らかに熱意が伝わらないということ報告はあったのですか。

(事務局)

評価上、営業期間の更新というタイミングがございまして、営業を始めてから3年目と、5年目というタイミングで判断するという前提のルールがあります。この更新のタイミングで判断していくということになります。途中で営業期間を打ち切るという制度ではございませんので、このタイミングでとなったのが現状でございます。

(委員)

我々も公募してから審査しているのである程度責任もあります。

しかし、記号□は結局営業する価値はないなと思います。ほかに屋台をやりたい人も待っている状況なので判断は早くした方が良いと思います。

ある程度は新しく屋台を始める方の審査もしていくべきではないかと私は思います。

(事務局)

ありがとうございます。

我々としては公募で選んだ屋台に営業していただきたいという思いはありますので、営業してもらえるような仕組み、評価の制度を今後も工夫していきたいと思いま

す。ご意見ありがとうございます。

(委員)

模範になるということを謳い文句でやっているということは、もう少し早く判断をつけてもらいたいと思います。

(委員長)

ほかにございますか。

(委員)

屋台もだんだん人気が出てきて、観光そのものとかで、並んで入る時期になっています。屋台はきちんと決められた制度で営業してもらいたいという気持ちはあります。外国の方も非常に多くなって、なかなか一般の人は入りたくても入れないような状況。模範になるようなものを謳い文句にしているので、それなりの考え方でやっていってもらわないといけないと思います。

それと長浜も非常に良くなって、もう、ブームになってきている感じがするので、ある程度きちんとしながら振興していかないといけないと思います。我々も応援していきたいと思っておりますし、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(委員長)

ではほかに質問もないようですので、今回の公募屋台の更新認定可否につきましては、審査部会案のとおり、一部意見については文言の修正がありますけれども、この案のとおりとしてよろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

それでは、非公開議事は終了いたします。

事務局は非公開資料の回収をお願いいたします。

— 事務局が資料を回収 —

それでは、ここからは公開議事に戻します。

それでは議事を再開いたします。

非公開議事の中で、審査部会長から、各屋台の更新可否について説明がありました。更新認定可否の結果としましては、資料1の右側中段「4 審査部会案」に記載の通り、更新申請者9名のうち、8名の更新を認定し、1名を認定しないとの結果となりました。

まず8名の更新についてですが、一部「一定の事実」に該当する項目がある屋台営業者もおりましたが、面接を通してその要因と改善が確認できております。

また、それぞれが特色を持って営業を行っており、屋台全体の魅力向上に寄与しているとの説明が、審査部会長よりございました。

1名を認定しなかった理由ですが、審査対象期間の営業日数が極めて少なく、評価自体が困難であるということと、面接において、再開に向けた、明確な意思が感じら

れず、今後の営業再開について信用に足る根拠がないということが挙げられました。

それでは本日の議題は以上ですが、全体として何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

今回1名認定しなかった場合、その場所はまた募集するのですか。

(事務局)

今回は更新ですが、屋台選定委員会にお願いしている公募がございます。

今後ですが、まだ時期が未確定でございますが公募については行います。今回の1人の分もございませし、ほかに廃業などで空いているところがあれば、その場所も含め今後公募を行うということになります。

その際はぜひお力添えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(委員)

ちなみに今倍率はどれぐらいになっていますか。

(事務局)

今まで4回公募行っておりますが、直近の第4回は倍率が5倍です。13 枠に対して65 人の応募でしたので5倍、それが今までの公募で過去最高の倍率になります。

(委員)

そうであれば早くチャンスをあげたいですね。

(委員)

倍率が5倍というのは良いのですが、例えば福岡市として今後、屋台を何軒ぐらいにしていくのか。それと屋台をインバウンドや国内観光客にシフトしていくのか、それとも市民にもっと親しまれるスタンスをとるのか。どちら側に足を置くのかはきちんと決めないといけないと思います。例えば倍率が5倍だったとして、10 軒募集するとなれば、50 人が申請します。落ちた40 人はどうするのかという話です。

その人たちが新しい店舗を構えて店をしているのか、そういう調査は全くしてないでしょ。

(事務局)

先の選考で残念な結果に終わられた方がその後どうされているかについては我々も捕捉できておりません。今後の屋台の軒数の話につきましては、その時々状況や、地域のご理解であったりとかもあると思いますが、目先のところで申し上げますと、今105 軒、屋台がございます。数が増えたのですけれども、これは長浜が7 軒、新しい屋台が増えたことが一番の要因になっています。今後、屋台を増やしていくかどうかというところは、まずこの長浜屋台街が復活してちょうど半年になりますが、長浜で無事に定着をしてその後に、軒数についてはどうしていくのかを考えていきたいと思っております。

(委員)

屋台ができるなら屋台をずっと続けていくのか、それとも屋台をきっかけにして、例えば、店舗を構える人がいたっていいと思います。

そのような選択肢を増やしていかないと、屋台で終わりみたいな流れになったら活性化も進まないだろうし、膠着化して屋台をやめようかという議論になってくるのではないかと思うので、それは言っておきたいと思います。

しかし、反対というわけではありません。きちんとしたスタンスが定まってなければ私たちだって賛成は出来ないという話です。それだけ言っておきます。

(委員長)

どうでしょう、ほかにありませんか。

ほかにないようでしたら、本日の審議はこれで終了したいと思います。

では、進行を事務局にお渡しいたします。

(事務局)

委員長、議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして、選定委員会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中ご審議いただき、誠にありがとうございました。